

官報

号外 昭和五十三年五月二十五日

○第八十四回 衆議院會議録 第三十四号

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)

議事日程 第三十三号

昭和五十三年五月二十五日

午後一時開議

第一 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第二 安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算(昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算)

第六 昭和五十一年度政府関係機関決算書

第七 昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

第八 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算(昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算)

日程第六 昭和五十一年度政府関係機関決算書

日程第七 昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第八 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

甘利正君及び山口敏夫君から、五月三十一日より六月十三日まで十四日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第一、日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件、日程第三、日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長長の報告を求めます。外務委員長永田亮一君。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件及び同報告書
日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

「本号末尾に掲載」

「永田亮一君登壇」

○永田亮一君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、イラク共和国との文化協定について申し上げます。

政府は、イラク共和国との間に文化協定の締結について交渉を行ってまいりましたが、合意に達しましたので、本年三月二十日バグダードにおいて本協定に署名を行いました。

本協定は、両国間における学者、学生及び芸術家等の交流、報道及び映画等の分野における協力、青少年、スポーツマン及びそれらの団体の交流を奨励すること等について規定しております。

次に、安全なコンテナに関する国際条約について申し上げます。

本条約は、コンテナの取り扱い、積み重ね及び運送において人命の安全を高水準に維持すること並びにコンテナによる国際運送を容易にすることを目的として、一九七二年十二月ジュネーブにおいて国際連合及び政府間海事協議機関が共同して開催した国際コンテナ輸送会議において採択されたものであります。

締結国がコンテナの試験、検査及び承認に関する手続を本条約に定

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外三件 昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算外五件 一一〇八

める基準に従って定めること並びにある締約国が本条約に従って与えた承認は他の締約国において認められること等について規定しております。
次に、バングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定について申し上げます。

政府は、バングラデシュ人民共和国との間で郵便為替を直接交換するため、約定の締結について交渉を行ってまいりましたが、合意に達したもので、本年四月十四日東京において本約定に署名を行いました。

本約定は、為替の交換方式、為替の表示通貨、為替業務に関する諸料金、両郵政庁間における決済の方式、仲介業務の条件等、両国が郵便為替業務を円滑に行うために必要となる基本的事項について規定しております。

次に、カナダとの小包郵便約定について申し上げます。

政府は、現行の日加小包郵便約定と、一九七四年に署名され、現在実施されている万国郵便連合の小包郵便約定との間の小包取り扱い等に関する差異をなくすためカナダとの間に交渉を行ってまいりましたが、合意に達したもので、本年四月十一日東京において本約定に署名を行いました。

本約定は、越え越しの権利、小包の重量、大きさの限度及び料金、取得額の支払い、取り調べ請求、亡失等の場合の責任、禁制品、誤送小包の送達、価格表記小包等について規定しております。

以上四件は、いずれも参議院から送付されたものでありまして、イラクとの文化協定は四月十四日、安全なコンテナに関する国際条約は四月十九日に、また、バングラデシュとの国際郵便為替約定及びカナダとの小包郵便約定は四月二十八日にそれぞれ政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、五月十二日四件に対する質疑を終了し、引き続き採決を行いました結果、以上四件は

いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和五十年年度政府関係機関決算書
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第五
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第六
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第七
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第八
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第九
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第十
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第十一
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第十二
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第十三
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

日経第十四
昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書
昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書

〔橋本次郎君登壇〕
○橋本次郎君 ただいま議題となりました昭和五十年年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和五十年年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入二十一兆四千七百三十四億四千九百六十一円、歳出二十一兆四千七百三十四億四千九百六十一円、歳入と歳出とが等しく、差引六千二百一十五億四千九百六十一円を生じております。

特別会計の数は四十一で、その決算総額は、歳入三十九兆五千四百四十四億四千九百六十一円、歳出三十九兆五千四百四十四億四千九百六十一円、歳入と歳出とが等しく、差引六千二百一十五億四千九百六十一円を生じております。

次に、昭和五十年年度国有財産増減及び現在額計算書であります。昭和五十年年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて四兆五千七百四十二億四千九百六十一円、年度末現在額は十九兆五千八百二十四億四千九百六十一円となっております。

次に、昭和五十年年度国有財産無償貸付状況計算書であります。昭和五十年年度の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて千七百億四千九百六十一円、年度末現在額は三千六百八十八億四千九百六十一円となっております。

また、会計検査院の昭和五十年年度決算検査報告において、不当事項として掲記されたもの八十二件、会計検査院法第三十四条の規定により意見を表示し、是正改善の処置を要求したものの十一件、同法第三十六条の規定により改善の意見を表示したものの一件、また、特に掲記を要するものと認め、掲記された事項八件となっております。

各件のうち、決算は昨年四月二十一日に、国有

財産関係二件は昨年一月二十八日に委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨年五月二十四日に各件について大蔵大臣よりその概要説明を、会計検査院長より検査報告の概要説明を聴取した後、質疑に入り、各省各庁別に二十三回にわたり審査を進め、政府の予算執行と行政運営に関する重要な問題を中心として終始熱心かつ活発な質疑が行われたのでありますが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと思います。

去る十二日総括締めくくり質疑を終了し、決算については、委員会審査の内容をまとめて、委員長より議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実が上つていない点があるのはまことに遺憾である。

一 昭和五十年年度決算審査の結果、予算の効率的利用等、所期の成果が十分達成されていなしと思われ、その主な事例であるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

その一、会計検査院の職員が、実地検査に際し受検側から接待を受けた事実が指摘され、国民の不信を招いたのは遺憾である。

会計検査院は、この指摘に対応して新しい検査体制の整備を図り、国民の信頼回復へ努力した跡は認められるが、今後とも厳正な綱紀

率の範囲内で政令で定めることができるように改正しようとするものであります。

委員会におきましては、五月二十四日中川農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号

朗読を省略した議長の報告 日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一〇

致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

出席國務大臣

外務大臣 園田 直君
大蔵大臣 村山 達雄君
農林大臣 中川 一郎君

○朗読を省略した議長報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

塚原 俊平君

鹿野 道彦君

鹿野 道彦君

塚原 俊平君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

補欠

相沢 英之君

前尾繁三郎君

前尾繁三郎君

相沢 英之君

農林水産委員

辞任

補欠

前尾繁三郎君

加藤 紘一君

森田 欽二君

中村 直君

加藤 紘一君

前尾繁三郎君

中村 直君

森田 欽二君

予算委員

辞任

補欠

塚本 三郎君

大内 啓伍君

決算委員

辞任

補欠

大内 啓伍君

塚本 三郎君

(理事補欠選任)

一、昨二十四日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 神田 厚君(理事渡辺朝君去る四月

二十七日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

ロッキード問題に関する調査特別委員

辞任

補欠

加地 和君

甘利 正君

甘利 正君

加地 和君

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

駅前自転車置場等の整備に関する法律案(福岡

義登君外七名提出、衆法第三〇号)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員

提出案を参議院に送付した。

駅前自転車置場等の整備に関する法律案(福岡

義登君外七名提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員瀬長龜

次郎君提出沖縄県の雇用及び失業問題に関する

質問に対して、質問事項について調査・検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十三年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第三条

各締約国は、自国の領域内における他方の締約国の文化的、科学的又は教育的機関の設立及び発展について、できる限りの便宜を与える。

第四条

各締約国は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) 講演、セミナー及び舞台芸術

(c) 美術展覧会、考古学展覧会、科学展覧会その他の文化的展示会

(d) ラジオ番組及びテレビジョン番組

(e) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料

第五条

両締約国は、両国の報道機関、ラジオ放送機関、テレビジョン放送機関及び映画製作機関の間における協力を容易にする。

第六条

両締約国は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第七条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、文献センターその他の文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第八条

一、両締約国は、混合委員会を設置する。混合委員会は、各国の代表委員が同数となるような十人以内の委員で構成する。混合委員会は、交互に日本国及びイラク共和国において定期的に会合する。

二、混合委員会は、この協定の実施について協議し及び両国間の文化交流の詳細に関する実施計

第二条

各締約国は、他方の締約国の国民に対し、自国の領域内における修学、訓練又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

画を作成する。

第九条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年三月二十日にバグダッドで、英帝により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊達邦美

イラク共和国政府のために

アリ・フセイン・アル・ハラフ

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国は、イラク共和国との間に文化協定の締結について交渉を行ってきたが、合意に達したので昭和五十三年三月二十日、バグダッドにおいて、本協定に署名を行った。

本協定の主な内容は、両国間における学者、学生及び研究者等の交流、相手国国民への奨学

金の供与、出版物及び放送等による相手国文化の理解、報道及び映画等の分野における協力、青少年、スポーツマン及びそれらの団体の交流等につき、努力し又は奨励するとともに、混合委員会の設置等につき規定している。

なお、本協定は、批准書の交換の日に効力を生ずることとなっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国とイラク共和国との間の相互理解と文化交流を増進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年五月十二日

外務委員長代理 理事 堀崎 潤

衆議院議長 保利 茂殿

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月十七日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

し書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)

前文

締約国は、

コンテナの取扱、積重ね及び運送において人命の安全を高水準に維持することの必要性を認識し、

コンテナによる国際運送を容易にすることの必要性に留意し、

このため共通の国際的な安全要件を定めることが有益であることを認識し、

条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができるとを考慮し、

通常の運用におけるコンテナの取扱、積重ね及び運送において安全を確保するための構造上の要件を定めることを決定して、

次のとおり協定した。

第一条 この条約に基づく一般義務

締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部をなす附属書の規定を実施することを約束する。

第二条 定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1 「コンテナ」とは、輸送機器(車両及び包装容器を含まないが、車台に載せて運送されるものを含む。)であつて次の条件を満たすものをいう。

(a) 恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。

(b) 運送の途中における諸替えなしに一又は二

以上の輸送方式による物品の運送を容易にするため特に設計されていること。

(c) 固定すること又は迅速な取扱いをすることができるよう設計されており、このため、隅金具を有していること。

(d) 下部の外側の四隅で囲まれた面積が次のいずれかであること。

(i) 十四平方メートル(百五十平方フィート)以上

(ii) 上部隅金具が取り付けられている場合には、七平方メートル(七十五平方フィート)以上

2 「隅金具」とは、コンテナの取扱、積重ね又は固定のためコンテナの上部又は下部にある穴及び面の組合せをいう。

3 「主管庁」とは、コンテナについて承認をする権限を有する締約国の政府をいう。

4 「承認された」とは、主管庁によつて承認がされたことをいう。

5 「承認」とは、設計型式又はコンテナがこの条約に従つて安全であるとの主管庁の決定をいう。

6 「国際運送」とは、二の国(少なくとも一の国)についてこの条約が適用されることを条件とする(の)領域にある仕出地と仕向地との間の運送をいう。この条約は、二の国の間の運送でこの条約が適用される国の領域を経由して行われるものについても、適用する。

7 「貨物」とは、コンテナによつて運送される

すべての種類の物品をいう。

8 「新造コンテナ」とは、この条約の効力発生の日以後に製造が開始されるコンテナをいう。

9 「現存コンテナ」とは、新造コンテナでないコンテナをいう。

10 「所有者」とは、締約国の法令の規定による所有者をいい、コンテナの保守及び検査に関する所有者の責任をその借受人又は受託人が負うことについて当事者間に合意がある場合には、当該借受人又は受託人をいう。

11 「コンテナの型式」とは、主管庁が承認する設計型式をいう。

12 「型式シリーズコンテナ」とは、承認された設計型式に従つて製造されるコンテナをいう。

13 「原型」とは、一の設計型式に従つて製造されており又は製造されるコンテナの見本となるコンテナをいう。

14 「最大総重量」又は「R」とは、コンテナの重量とその貨物の重量とを合計した最大許容重量をいう。

15 「自重」とは、空のコンテナの重量(恒久的

なものとして取り付けられた附属機器の重量を含む。)をいう。

16 「最大積載重量」又は「P」とは、最大総重量と自重との差の重量をいう。

第三条 適用

1 この条約は、航空輸送の用に供するため特に設計されたコンテナを除くほか、国際運送に使用される新造コンテナ及び現存コンテナについて適用する。

2 新造コンテナの承認は、附属書Iの型式承認又は個別承認に関する規定に従つて行う。

3 現存コンテナの承認は、この条約の効力発生の日から五年間は、附属書Iの現存コンテナの承認に関する関連規定に従つて行う。

第四条 試験、検査、承認及び保守

1 主管庁は、附属書Iの規定を実施するため、コンテナの試験、検査及び承認に関する有効な手続をこの条約に定める基準に従つて定める。もつとも、主管庁は、正当に権限を与えた団体に對し、試験、検査及び承認を委託することができる。

2 団体に對し試験、検査又は承認を委託する主管庁は、締約国への通知のため政府間海事協議

機関(以下「機関」という。)の事務局長に通報する。

3 承認の申請は、いずれの締約国の主管庁に對しても、行うことができる。

4 コンテナは、附属書Iの規定に従い安全な状態に保持されなければならない。

5 承認されたコンテナが附属書I及び附属書IIに定める要件に実際に適合しない場合には、関係主管庁は、そのコンテナをそれらの要件に適合させるため又はその承認を撤回するため必要と認める措置をとる。

第五条 承認の認可

1 締約国は、他の締約国がその権限に基づきこの条約に従つて与える承認をこの条約に定めるすべての目的のために認容するものとし、その承認を自国が与える承認と同一の効力を有するものと認める。

2 締約国は、この条約が適用されるコンテナについて他の構造上の安全要件又は試験を課してはならない。ただし、この条約は、危険物の運送の用に供するため特に設計されたコンテナ、ばら積みの液体を運送するコンテナに特有の要素又は航空機で運送されるコンテナに

に関する追加的な構造上の安全要件又は試験について規定する国内法令又は国際協定の適用を妨げるものではない。「危険物」とは、国際協定によつて与えられる意味を有する。

第六条 監督

1 第三条の規定によつて承認されたコンテナは、締約国の領域において、その締約国が正当に権限を与えた職員の監督に服する。この監督は、コンテナの状態が安全に對する明白な危険を引き起こすものであると信するに足りる顕著な証拠がある場合を除くほか、コンテナがこの条約の要求する有効な安全承認標を掲げていることを確かめることに限られる。そのような証拠がある場合には、監督を行う職員は、コンテナが再び使用される前に安全な状態に修復されることを確保するために必要な範囲においてのみ監督を行う。

2 承認された時に存在していたと思われる欠陥によりコンテナが安全でなくなつたと認められる場合には、その欠陥を発見した締約国は、承認について責任を有する主管庁に通報する。

第七条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、ジュネーブにある国際連合の事

務所において千九百七十三年一月十五日まで、

その後は、ロンドンにある機関の本部において千九百七十三年二月一日から同年十二月三十一日まで、国際連合、その専門機関若しくは国際原子力機関のすべての加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の締約国となるよう国際連合の総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 この条約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に寄託する。

第八条 効力発生

1 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から十二箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後

十二箇月で効力を生ずる。

3 改正の効力発生後にこの条約の締約国となる国は、異なる意思を表明しない限り、

(a) 改正後の条約の締約国とみなす。

(b) 改正による拘束を受けない締約国との関係においては、改正前の条約の締約国とみなす。

第九条 この条約を改正するための手続

1 この条約は、締約国の提案により、この条に定めるいずれかの手続によつて改正することができる。

2 機関における審議の後の改正

(a) 機関は、締約国の要請がある場合には、その締約国が提案するこの条約の改正案を審議する。改正案は、すべての締約国が出席しかつ投票するよう招請される機関の海上安全委員会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で採択された場合には、機関の総会による審議の少なくとも六箇月前に機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付される。改正案が総会において審議される場合には、機関の加盟国でない締約国も、出席しかつ投票する資格を有する。

(b) 事務局長は、総会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で改正案が採択された場合において、当該多数に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数が含まれるときは、改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

(c) 改正は、これを受諾しない旨の宣言を改正の効力発生前に行つた締約国を除くほか、締約国の三分の二によつて受諾された日の後十二箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

3 会議による改正

事務局長は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、第七条に規定する国が招請される会議を招集する。

第十条 附属書を改正するための特別手続

統

1 機関は、締約国の要請がある場合には、その締約国が提案する附属書の改正案を審議する。

2 事務局長は、すべての締約国が出席しかつ投票するよう招請される機関の海上安全委員会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の

多数による議決で改正案が採択された場合において、当該多数に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数が含まれるときは、改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

3 改正は、その採択の時に海上安全委員会が決定する日に効力を生ずる。ただし、その採択の時に海上安全委員会が決定するその日より前に締約国の五分の一又は五の締約国のうちいずれか少ない方の数の締約国が改正に対する異議を事務局長に通告した場合は、この限りでない。海上安全委員会によるこの3に規定する日の決定には、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決を必要とするものとし、当該多数には、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数が含まれるものとする。

4 改正は、異議を通告しなかつたすべての締約国について、改正の効力発生時に改正に係る従前の規定に代わるものとし、その従前の規定は、効力を失う。締約国による異議は、この条約が適用されるコンテナの認可に関して、他の締約国を拘束しない。

5 事務局長は、すべての締約国及び機関のすべ

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号 安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一一四

ての加盟国に対し、この条の規定に基づく要請及び送付並びに改正の効力発生の日を通報する。

6 締約国は、海上安全委員会において附属書の改正案が審議されたが採択されなかった場合には、第七条に規定する国が招請される会議の招集を要請することができる。事務局長は、他の締約国の三分の一以上の同意の通告を受け取つた場合には、附属書の改正案を審議するための会議を招集する。

第十一条 廃棄

1 締約国は、事務局長に文書を寄託することにより、この条約を廃棄することができるものとし、廃棄は、事務局長に文書を寄託した日から一年で効力を生ずる。

2 附属書の改正に対する異議を通告した締約国は、この条約を廃棄することができるものとし、廃棄は、改正の効力発生の日に効力を生ずる。

第十二条 終了

この条約は、連続する十二箇月の期間、締約国の数が五未満である場合には、効力を失う。

第十三条 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の

紛争であつて交渉その他の解決方法によつて解決されないものは、一方の紛争当事国の要請により、各当事国が任命する仲裁人及びこれら二人の仲裁人が任命する議長となる第三の仲裁人の三人で構成する仲裁裁判所に付託する。要請を受けてから三箇月の後においても一方の当事国が仲裁人を任命しなかつた場合又は仲裁人が議長を選出しなかつた場合には、いずれの当事国も、事務局長に対し、仲裁人又は仲裁裁判所の議長を任命するよう要請することができる。

2 1の規定に従つて構成される仲裁裁判所の決定は、紛争当事国を拘束する。

3 仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

4 手続、開廷場所及び付託された紛争に関する仲裁裁判所の決定は、多数決で行う。

5 裁定の解釈及び執行に関して当事国間に生ずる紛争は、いずれか一方の当事国が判断を求めためその裁定を行つた仲裁裁判所に付託することができる。

第十四条 留保

1 この条約に対する留保は、第一条から第六条まで、前条及びこの条の規定並びに附属書の規定に関するものを除くほか、認められる。ただ

し、留保が書面によつて通知されること及び、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託前に通知された場合には、これらの文書において確認されることを条件とする。事務局長は、第七条に規定するすべての国に対し留保を通知する。

2 1の規定に従つて行われた留保は、

(a) 留保を行つた締約国については、当該留保に係るこの条約の規定を当該留保に従つて修正し、及び

(b) 他の締約国については、留保を行つた締約国との関係において、当該留保に係る規定を当該留保に従つて修正する。

3 1の規定に従つて留保を行つた締約国は、事務局長に通告することによりいつでも当該留保を撤回することができる。

第十五条 通報

事務局長は、第七条に規定するすべての国に対し、第九条、第十条及び前条に規定する通告、送付及び通知のほか、次の事項を通報する。

(a) 第七条の規定による署名、批准、受諾、承認及び加入

(b) この条約が第八条の規定に従つて効力を生ずる日

(c) この条約の改正が第九条及び第十条の規定に従つて効力を生ずる日

(d) 第十一条の規定による廃棄

(e) 第十二条の規定によるこの条約の終了

第十六条 正文

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、事務局長に寄託するものとし、事務局長は、その認証謄本を第七条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百七十二年十二月二日にジュネーブで作成した。

附属書I コンテナの試験、検査、承認及び保守に関する規則

第一章 すべての承認手続に共通の規則
第一規則 安全承認板

1 この附属書の付録に定める仕様に合致する安全承認板は、承認されたコンテナにつき、公

的 目的のために発給された他の承認板に隣接して、見えやすくかつ損傷を受けにくい場所に恒久的なものとして取り付ける。

2 (a) 安全承認板には、次の事項を少なくとも英語又はフランス語によつて記載する。

「CSC 安全承認」

承認を与える国及び承認の識別符号

製造時期(年月)

コンテナの製造者の識別番号(識別番号が判明しない現存コンテナについては、主管庁が割り当てる識別番号)

最大総重量(キログラム及びポンド)
一・八Gに対する許容積重ね重量(キログラム及びポンド)

横手方向ラッキング試験荷重(キログラム及びポンド)

(b) 安全承認板には、3並びに附属書Ⅱの試験六及び試験七の規定による端壁又は側壁の強度係数を表示するための余白を残しておく。

また、安全承認板に、最初の又はその後の保守検査の時期(年月)を表示する場合には、そのための余白を残しておく。

新造コンテナがこの条約に定める安全要件

を満たしていると主管庁が認める場合において、当該コンテナの端壁又は側壁の強度係数が附属書Ⅱに定めるものよりも小さく又は大きく設計されているときは、当該強度係数は、安全承認板に表示する。

4 安全承認板の取付けは、他の有効な規則によつて要求される標識その他の資料を表示する必要性を免除するものではない。

第二規則 保守

1 コンテナの所有者は、コンテナを安全な状態に保持する責任を有する。

2 承認されたコンテナの所有者は、運用状況に応じた間隔を置いて、関係締約国が定め又は承認する手続に従い、コンテナを検査し又は検査させなければならない。新造コンテナが最初に検査を受ける時期(年月)は、安全承認板に表示する。

3 コンテナが再検査を受ける時期(年月)は、当該保守手続を定め又は承認する締約国が認める方法により、安全承認板又はそれにできる限り近い場所に明瞭に表示する。

4 製造日から最初の検査日までの間隔は、五年を超えてはならない。新造コンテナの二回目

以後の検査及び現存コンテナの再検査は、二十四箇月を超えない間隔で行う。すべての検査は、人が危険にさらされるおそれのある欠陥がコンテナにあるかどうかを決定する。

5 この第二規則の規定の適用上、「関係締約国」とは、所有者が居住し又は所有者の本店が所在する領域の属する締約国をいう。

第二章 設計型式による新造コンテナの承認に関する規則

第三規則 新造コンテナの承認
すべての新造コンテナは、この条約に基づく安全の承認を得るためには、附属書Ⅱに定める要件に適合していなければならない。

第四規則 設計型式の承認
主管庁は、設計型式の承認の申請が行われているコンテナにつき、そのコンテナが附属書Ⅱに定める要件に適合することを確保するため、その設計を検査し及び原型の試験に立ち会うものとす。主管庁は、そのコンテナがその要件に適合していると認める場合には、申請者に対しその旨を書面によつて通告するものとし、その通告は、製造者に対し、当該設計型式の型式シリーズコンテナに安全承認板を取り付ける権利を与える。

第五規則 設計型式による承認に関する規定

1 当該設計型式の型式シリーズコンテナを製造する場合には、設計型式による承認のため主管庁に対して行う申請には、承認を求めるコンテナの型式の図面及び設計明細並びに主管庁が要求するその他の資料を添付しなければならない。

2 申請者は、承認の申請に係るコンテナの型式に対する製造者の識別記号を明らかにしなければならない。

3 申請には、次のことを行う旨の製造者の保証をも添付しなければならない。

(a) 主管庁が検査することを希望する当該設計型式のコンテナを当該主管庁に提示すること。

(b) 主管庁に対し設計又は明細に係る変更を通知すること及び安全承認板をコンテナに取り付ける前に主管庁の承認を受けること。

(c) 当該設計型式の型式シリーズコンテナに安全承認板を取り付け、また、その他のコンテナには取り付けないこと。

(d) 承認された設計型式に従つて製造されるコ

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号 安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

第七規則 主管庁に対する通報

製造者は、承認された設計型式に従つて新たに一連のコンテナの製造を開始する前に主管庁に通報しなければならない。

い。

4 主管庁は、承認された設計型式の変更がその設計型式の承認に当たつて行つた試験の有効性に影響を与えるものでないと認める場合には、承認された設計型式を変更して製造されるコンテナについて承認を与えることができる。

5 主管庁は、製造されるコンテナが承認された原型と合致することを確保するための生産管理体制を製造者が確立していると認める場合を除くほか、製造者に対し、設計型式の承認に基づいて安全承認板を取り付ける権利を与えてはならない。

第六規則 製造中の検査

主管庁は、一の設計型式の型式シリーズコンテナが承認された設計型式に従つて製造されることを確保するため、その設計型式の型式シリーズコンテナの製造中いつでも、必要と認める数のコンテナを検査し又は試験する。

第三章 個別承認による新造コンテナの承認

第八規則 個々のコンテナの承認

主管庁は、個々のコンテナにつき、検査し及び試験に立ち会つた後にそのコンテナがこの条約に定める要件に適合していると認める場合には、承認を与えることができる。この場合には、主管庁は、申請者に対し承認を書面によつて通告するものとし、その通告は、申請者に対し、そのコンテナに安全承認板を取り付ける権利を与える。

第四章 現存コンテナの承認に関する規則

第九規則 現存コンテナの承認

1 この条約の効力発生の日から五年間は、現存コンテナの所有者が主管庁に対し次の事項を通報した場合には、その主管庁は、調査を行つた後、承認を与えるかどうかを書面により所有

者に通告する。承認を与える場合には、その通告は、所有者に対し、第二規則の規定に従つて当該コンテナの検査を行つた後に安全承認板を取り付ける権利を与える。

(a) 製造年月日及び製造場所

(b) コンテナの製造者の識別番号(可能な場合とする。)

(c) 最大総重量

(d) (i) 当該型式のコンテナが二年以上の間海上輸送又は陸上輸送において安全に使用されてきたことの証拠、

(ii) 当該コンテナが附属書Ⅱに定める技術上の要件(端壁及び側壁の強度試験に関するものを除く。)に適合することが試験によつて判明している設計型式に従つて製造されたことの証拠として主管庁が十分であると認めるもの、又は

(iii) 附属書Ⅱに定める技術上の要件(端壁及び側壁の強度試験に関するものを除く。)

同等であると主管庁が認める基準に従つて当該コンテナが製造されたことの証拠
(e) 一・八Gに対する許容積重ね重量(キログラム及びポンド)

ラム及びポンド)

(f) 安全承認板のために必要なその他の資料

2 1の規定により承認がされない現存コンテナは、前二章の規定に基づく承認のため、提示することができる。端壁又は側壁の強度試験に関する附属書Ⅱの要件は、そのコンテナについては、適用しない。主管庁は、そのコンテナが使用されていたと認める場合には、つり上げ試験及び床強度試験を除くほか、図面の提出及び試験に関する適当と認める要件を免除することができる。

付録

安全承認板は、次に掲げる様式に合致したものと、横二百ミリメートル以上、縦百ミリメートル以上の長方形の標板であつて、恒久性、耐食性及び耐火性を有するものとする。「CSC安全承認」の文字の大きさは縦八ミリメートル以上、他の文字及び数字の大きさは縦五ミリメートル以上とし、これらの文字及び数字は、標板の表面に刻印し、浮彫りし又はその他の消えないようになかつ読みやすい方法で表示する。

1 構造
適当な材料で製造されるコンテナであつ

この附属書の要件を定めるに当たり、コンテナを運用するすべての場合において、載貨されたコンテナの動き、位置、積重ね及び重量により生ずる力並びに外力は、コンテナの設計強度を超えないこと、特に、次のことを前提とする。
(a) コンテナは、設計強度を超える力が加わらないように緊締すること。
(b) コンテナの貨物は、設計強度を超える力がコンテナに加わらないように、商業上の勸奨される慣行に従つて収納すること。

附 属 書 II 構造上の安全要件及び試験

C S C 安全承認	
1	[GB-L/749/2/7/75]
2	製造時期
3	識別番号
4	最大総重量.....キログラム.....ポンド
5	1.8Gに対する許容積重ね重量キログラム.....ポンド
6	ラッキング試験荷重.....キログラム.....ポンド
7	
8	
9	

≥200ミリメートル

試験荷重及び試験方法
コンテナの設計上適当な場合には、試験されるすべての種類のコンテナにつき次の試験荷重及び試験方法を適用する。

て、設計された用途に使用することが不可能となるような恒久的なものとしての変形又は異常を生ずることなく試験一から試験七までを完了したものは、安全なコンテナと認める。
2 隔金具の寸法、位置及び誤差は、使用するつり上げ装置及び固定装置を考慮して検査する。
3 空の場合にのみ使用する特別の附属品をコンテナが備えている場合には、コンテナにその旨を表示する。

- 承認を与える国及び承認の識別符号。その例を様式の1に示す（承認を与える国は、国際道路交通における車両の登録国を表示するために使用される識別記号によつて表示する。）。
- 製造時期(年月)
- コンテナの製造者の識別番号（識別番号が判明しない現存コンテナについては、主管庁が割り当てる識別番号）
- 最大総重量(キログラム及びポンド)
- 1.8Gに対する許容積重ね重量(キログラム及びポンド)
- 横手方向ラッキング試験荷重(キログラム及びポンド)
- 端壁の強度係数(端壁が最大積載重量の0.4倍、すなわち、0.4Pよりも小さい荷重又は大きい荷重に耐えることができるように設計されている場合にのみ標板に表示する。)
- 側壁の強度係数(側壁が最大積載重量の0.6倍、すなわち、0.6Pよりも小さい荷重又は大きい荷重に耐えることができるように設計されている場合にのみ標板に表示する。)
- 新造コンテナの最初の保守検査の時期(年月)及びその後の保守検査の時期(年月)(安全承認板に表示する場合に限る。)

(ii) 他の追加的な方式によるつり上げ

試験荷重及び加える力		試験方法
一つり上げ		
所定の内部荷重を負荷したコンテナを、加速による著しい力が加わらないように一つり上げる。一つり上げの後、五分間つるし又は支持してから、コンテナを地面に下ろす。 (A) 隅金具による一つり上げ 内部荷重 コンテナの重量との合計重量が二Rと等しくなる等分布荷重 外部から加える力 二Rの合計重量を試験方法の欄に規定する方法により一つり上げる力		
		(i) 上部隅金具による一つり上げ 公称の長さが三、〇〇〇ミリメートル(二〇フィート)を超えるコンテナについては、一つり上げる力は、四個の上部隅金具に対し鉛直に加える。 公称の長さが三、〇〇〇ミリメートル(二〇フィート)以下のコンテナについては、一つり上げる力は、四個の上部隅金具に対し各一つり上げ装置と鉛直線との間の角度が三〇度となるように加える。 (ii) 下部隅金具による一つり上げ 一つり上げる力は、コンテナの下部隅金具にのみ一つり上げ装置がかかるように加える。一つり上げる力は、水平方向に対し次の角度で加える。 公称の長さが二、〇〇〇ミリメートル(四〇フィート)以上のコンテナについては、三〇度 公称の長さが九、〇〇〇ミリメートル(三〇フィート)以上二二、〇〇〇ミリメートル(四〇フィート)未満のコンテナについては、三七度 公称の長さが六、〇〇〇ミリメートル(二〇フィート)以上九、〇〇〇ミリメートル(三〇フィート)未満のコンテナについては、四五度 公称の長さが六、〇〇〇ミリメートル(二〇フィート)未満のコンテナについては、六〇度

内部荷重 コンテナの重量との合計重量が一・二五 R と等しくなる等分布荷重外部から加える力 一・二五 R の合計重量を試験方法の欄に規定する方法により持ち上げる力	内部荷重 コンテナの重量との合計重量が一・二五 R と等しくなる等分布荷重外部から加える力 一・二五 R の合計重量を試験方法の欄に規定する方法により持ち上げる力	二 積重ね 1 鉛直方向の最大の加速度が一・八 G と著しく異なるような条件の下での運送に当該コンテナの国際運送が実際に限定されている場合には、加速度の比率を適当なものとする 2 この試験二を完了した後、静的に負荷した場合のコンテナの許容積重ね重量を定めることができるものとし、この重量は、安全承認板の「一・八 G に対する許容積重ね重量(キログラム及びポンド)」の欄に表示する。	内部荷重 コンテナの重量との合計重量が一・八 R と等しくなる等分布荷重
(i) フォークポケットによる持ち上げ 同一の水平面にある棒の上に、コンテナを載せる。この場合において、棒は、載置されたコンテナを持ち上げるために使用する各フォークポケットの中心に各一本を置くものとする。棒は、取扱の際に使用するフォークと同一の幅を有するものとし、フォークポケットの長さの七五パーセントまでフォークポケットに差し込む。 (ii) グラップラーアームによる持ち上げ 各グラップラーアーム位置の下に置いた同一の水平面にあるパッドの上に、コンテナを載せる。パッドは、使用するグラップラーアームの持ち上げ面の面積と同一の面積を有するものとする。 (iii) その他の方式 載置された状態で(A)並びに(B)及び(C)の方式以外の方式により持ち上げるように設計されているコンテナについては、当該持ち上げ方式に適した加速状態に相当する内部荷重及び外部から加える力による試験をも行う。	所定の内部荷重を負荷したコンテナは、各下部隅金具又はこれと同等の隅構造物の下に各一個置かれる同一の水平面にある四個のパッド(水平な硬質の平面に置くものとする)の上に載せる。パッドは、隅金具と中心を合わせて置くものとし、隅金具とほぼ同じ寸法のものとする。	外部から加える力 四個の各上部隅金具に対し鉛直下方向に加える力であつて、静的に負荷した場合の許容積重ね重量を四で除し、一・八を乗じた重量と等しい値のもの	内部荷重 なし。
三 集中荷重 (a) 屋根上 外部から加える力 横六〇〇ミリメートル、縦三〇〇ミリメートル(横二四インチ、縦二二インチ)の面積上に等分布した三〇〇キログラム(六六〇ポンド)の集中荷重	内部荷重 なし。	(b) 床上 外部から加える力 各一四二平方センチメートル(二二平方インチ)の接触面によりコンテナの床上に負荷される各二、七三〇キログラム(六、〇〇〇ポンド)の二の集中荷重	内部荷重 なし。
外部から加える力は、対応する試験用の隅金具又は同じ寸法のパッドにより各隅金具に加える。試験用の隅金具又はパッドは、コンテナの上部隅金具に対し横手方向に二五ミリメートル(二・五インチ)、長手方向に三八ミリメートル(一・五インチ)ずらして、置く。	外部から加える力は、コンテナの屋根の最も弱い部分の外面に対し垂直下方向に加える。	この(b)の試験は、コンテナの底部構造がたわみに対して自由であるように、コンテナをその下部の四隅の下同一の水平面にある四の台に載せて行う。 負荷時の接触面の合計が二八四平方センチメートル(四四平方インチ)、すなわち、各一四二平方センチメートル(二二平方インチ)の二の面であつて幅が一八〇ミリメートル(七インチ)、中心間の距離が七六〇ミリメートル(三〇インチ)のものに五、四六〇キログラム(一二、〇〇〇ポンド)、すなわち、各面に二、七三〇キログラム(六、〇〇〇ポンド)を負荷する試験装置をコンテナの床のすべての部分にわたつて移動させる。	四 横手方向ラッキング 外部から加える力 なし。 内部荷重 空のコンテナは、下部の各隅の下に各一

なし。

外部から加える力

コンテナの端部構造に対し横手方向に加える力であつて、コンテナの設計荷重と等しいもの

五 長手方向緊縮(静的試験)

コンテナの設計及び製造に当たり、陸上の輸送手段で運送されるコンテナは、長手方向に二Gの加速を水平に受けることがあることを考慮しなければならない。

内部荷重

コンテナの重量との合計重量が最大総重量又はRと等しくなる等分布荷重

外部から加える力

コンテナの各側部に加える大きさRの長手方向の圧縮力及び引張り力、すなわち、コンテナの底部に対する全体として二Rの合力

六 端壁

端壁は、最大積載重量の〇・四倍以上の荷重に耐えることができるものとする。もつとも、端壁が最大積載重量の〇・四倍よりも小さい荷重又は大きい荷重に耐えるように設計されている場合には、当該強度係数は、附属書一第一規則の規定に従い安全承認板に表示する。

内部荷重

一の端壁の内側に負荷する〇・四Pの等分布荷重又はコンテナの設計荷重である他の荷重の等分布荷重

個置かれる同一の水平面にある四の台に載せるものとし、横手方向及び垂直方向の移動を緊縮装置(力)を加える隅に對し対角線上反對側にある下部の隅のみを横手方向に緊縮するように配置する。)により、緊縮する。

外部から加える力は、コンテナの一の側部の各上部隅金具に對し、別個に又は同時に、コンテナの端部の面及び底部に平行に加える。力は、上部隅金具を、最初は押すことにより、次は引くことによつて加える。各端部がその垂直中心線について対称であるコンテナにあつては、一の側部の試験のみで足りるが、非対称である端部を有するコンテナにあつては、両側部について試験する。

所定の内部荷重を負荷したコンテナは、一の端部の二個の下部隅金具又はこれと同等の隅構造物を適當な緊縮具に固定することにより、長手方向に緊縮する。
外部から加える力は、緊縮具を、最初は押すように、次は引くように加えるものとし、コンテナの各側部について試験する。

所定の内部荷重を、次のように負荷する。

コンテナの両端部について、試験する。ただし、端部が同一の場合には、一の端部の試験のみで足りる。開放された側部又は側部の扉を有しないコンテナの端壁は、別個に又は同時に試験することができる。

外部から加える力

なし。

七 側壁

側壁は、最大積載重量の〇・六倍以上の荷重に耐えることができるものとする。もつとも、側壁が最大積載重量の〇・六倍よりも小さい荷重又は大きい荷重に耐えるように設計されている場合には、当該強度係数は、附属書一第一規則の規定に従い安全承認板に表示する。

内部荷重

一の側壁の内側に負荷する〇・六Pの等分布荷重又はコンテナの設計荷重である他の荷重の等分布荷重

外部から加える力

なし。

開放された側部又は側部の扉を有するコンテナの端壁は、別個に試験する。端壁を別個に試験する場合には、端壁に加える力の反作用力は、コンテナの底部構造で吸収させる。

所定の内部荷重を、次のように負荷する。

コンテナの両側部について試験する。ただし、側部が同一の場合には、一の側部の試験のみで足りる。側壁は、別個に試験するものとし、また、内部荷重に対する反作用力は、隅金具又はこれと同等の隅構造物で吸収させる。オーブントップコンテナは、設計に係る運用状態、例えば、取り外すことができる上部の部材を所定の場所に取り付けた状態で試験する。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(参 議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、コンテナの取扱、積重ね及び運送において人命の安全を高水準に維持すること並びにコンテナによる国際運送を容易にする

ることを目的として、昭和四十七年十二月ジュネーヴにおいて国際連合及び政府間海事協議機関(IMCO)が共同して開催した国際コンテナ輸送会議において採択されたもので、本条約は昭和五十二年九月六日に効力を生じている。

本条約は、締約国がコンテナの試験、検査

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件及び同報告書 日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一一二〇

及び承認に関する手続を本条約に定める基準に従つて定めること並びにある締約国が本条約に従つて与えた承認は他の締約国において認容されること等について規定している。

なお、本条約は、十番目の批准書の寄託の日から十二箇月で効力を生じ、条約が発効要件を満たした後に締結する国については、その批准書の寄託の日の後十二箇月で効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、コンテナの運用において安全性を維持するための国際協力を促進する観点から、また、コンテナによる貨物の国際運送を円滑化するために有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年五月十二日

外務委員長代理 理事 堀崎 潤
衆議院議長 保利 茂殿

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十六日

衆議院議長 保利 茂殿

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について、

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府は、

両国との間の国際郵便為替の交換に関する約定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国とバングラデシュ人民共和国との間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を経て行ふ。

第三条

1 郵便為替の金額は、両郵政庁間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。

2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に依り、振出国又は払渡国の法定通貨で行ふ。

2 各郵政庁は、自国の通貨の払渡国の通貨に対する換算割合を定める。

第五条

1 各郵政庁は、この約定に基づく業務に対して徴収する諸料金を定める権能を有する。

2 各郵政庁は、徴収した諸料金を取得する。もつとも、各郵政庁は、自国で振り出されかつ他

方の国に通知された郵便為替の金額の二百分の一に相当する金額を他方の郵政庁に支払ふ。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の規則に、払渡しについては払渡国の規則に従ふ。

第七条

郵便為替は、振出しの日から振出しの日の属する月後六箇月までの間において、払い渡される。

この期間内に払い渡されなかつた郵便為替は、振出国の規則に従つて処理されるために振出国の規則に従つてその金額を返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

第八条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの日から振出しの日の属する月後十二箇月までの間において、郵便為替の払渡済通知を請求することができる。

2 郵便為替の差出人は、受取人の氏名若しくは住所の訂正若しくは変更又は郵便為替の取戻しを請求することができる。

第九条

郵便為替は、払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払い戻されな

第十条

各郵政庁は、郵便為替を直接に交換していない国の郵政庁と他方の郵政庁が郵便為替を交換している場合には、他方の郵政庁の仲介により、両郵政庁間の合意によつて定められる条件でその国の郵政庁と郵便為替を交換することができる。

第十一条

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月を経過する時まで弁済していない金額については、その時から年五パーセントの率で利子を付ける。

第十二条

いずれの郵政庁も、特別の事情により郵便為替業務の全部又は一部を一時的に停止しなければならぬ場合には、その旨を、必要なときは電信に

より、直ちに他方の郵政庁に通知する。

第十三条

この約定の実施を確保するために必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十四条

1 この約定は、各締約国により、その憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

2 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後十二箇月を経過する時まで、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの約定に署名した。

千九百七十八年四月十四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

服部安司

バングラデシュ人民共和国政府のために

ムスタファ・カマル

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国と外国との郵便為替業務は、一般的には、万国郵便連合(UPU)の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定によつて規律されているが、バングラデシュ人民共和国は、同約定の締約国ではないので、同国との間で郵便為替を直接交換するためには、同国との間で二国間の約定を新たに締結する必要がある。このためかねてよりバングラデシュ人民共和国と交渉を行つてきたところ合意に達したので昭和五十三年四月十四日東京において、本約定に署名を行つた。

この約定の主な内容は、為替の交換方式、為替の表示通貨、為替業務に関する諸料金、両郵政庁間における決済の方式、仲介業務の条件等

両国が郵便為替業務を円滑に行うために必要となる基本的事項について規定している。

なお、この約定は、両国によりそれぞれの憲法上の手続に従つて承認された後両国政府が合意する日に効力を生じ、一方の国が約定を終了させる意思を通告した場合は、その通告後一年で失効することになっている。

よつて政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本約定を締結することは、両国民間の送金の利便が拡充されるとともに両国間の協力関係の一層の増進にも寄与するものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年五月十二日

外務委員長代理 理事 塩崎 潤

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号 日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一三

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十六日

衆議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とカナダとの間の小包郵便約定

日本国政府及びカナダ政府は、

両国の間の小包郵便業務の改善を図ることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国とカナダとの間で、この約定に定める条件に従い、平面路及び航空路により小包郵便物(以下「小包」という。)の交換を行う。

2 各国の郵政庁は、他方の郵政庁の業務において差し出される小包又は配達される小包であつて、自己と小包郵便上の関係を有するいずれかの国に向けられるもの又はその国から発せられるものにつき、自己の業務を経由する経路の権利を保障する。

第二条

両国の間で交換される小包の重量及び大きさの限度は、両郵政庁間の合意によつて定める。

第三条

1 各郵政庁は、その業務において差し出される小包の料金を定める。ただし、この料金は、差出郵政庁の業務における小包の取扱いの費用、両国の間の海路又は航空路による運送の費用及び名あて郵政庁の業務における小包の取扱いについて名あて郵政庁に帰属すべき取得額の合計額を超えないように定める。

2 すべての小包の料金は、返送され又は転送される小包の場合を除くほか、前納しなければならない。

第四条

1 両国の間で交換される小包については、差出郵政庁は、名あて郵政庁に対し、名あて郵政庁

の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

2 一方の国から発せられ、他方の国を経由して第三国に送付される小包については、差出郵政庁は、仲介郵政庁に対し、仲介郵政庁が負担する経路に係る費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

3 第三国から発せられ、一方の国を経由して他方の国に開港で送付される小包については、仲介郵政庁は、名あて郵政庁に対し、名あて郵政庁の業務における取扱いの費用を基礎として両郵政庁間の合意によつて定める取得額を支払う。

4 差立郵政庁は、小包が他方の国の航空業務により運送される場合には、他方の郵政庁に対し、航空運送の費用として、万国郵便連合が定めている最高限度額と同一の額を支払う。

第五条

1 両郵政庁は、通関料及び保管料並びに以下この約定に規定する業務に係るその他の郵便料金であつてその額がこの約定に定められていないものについては、万国郵便連合の小包郵便物に

関する約定に定められている当該業務に係る最高額を限度として、その額を徴収することができる。

2 1に規定する通関料及び保管料は、小包が差出国に返送され又は第三国に転送される場合には、徴収しない。

第六条

1 小包の差出人又は受取人は、差出しの日の翌日から起算して一年以内に、差出郵政庁又は名あて郵政庁が定める料金を納付した上で、小包の処理につき取調請求を行うことができる。

2 取調請求は、利用可能な送達のための最も速い線路によつて送達し及び返送するものとし、取調料のほか、その請求が電信によつて送達される場合には電報料を、また、返信が電信によつて送達される場合には返信のための電報料を、徴収する。

第七条

1 両郵政庁は、普通小包の亡失又はその内容品物の盗取若しくは損傷について責任を負わない。もつとも、両郵政庁は、照会を受けた亡失、盗取又は損傷については、調査を行う。

2 小包の差出人は、内容品が損傷しないよう

に、また、侵害の明らかな形跡を残さず内容品に手を触れることができることのないよう、小包の確実な包装の確保につき、責任を負う。

第八条

1 小包は、危険性、破壊性、爆発性若しくは加害性のある物質、輸出入禁止の物品若しくは物質又は液体（適当な容器に確実に納められている場合を除く。）をその内容品とすることができず、また、書状又は名あて国が小包郵便による送達を禁止しているいかなる物品をもその内容品とすることができない。

2 両郵政庁は、自国において小包郵便による送達を禁止している物品の一覧表を交換する。

3 内容品が1及び2の規定により送達を禁止されているものであることが判明した小包は、各国の国内規則に従つて処分する。

4 料金の未納又は不足の書状が小包内に発見された場合には、その書状に対し、料金の未納又は不足の普通郵便物について万国郵便条約に定める料金を課するものとし、その料金は、名あて郵政庁が取得する。

第九条

1 両郵政庁は、差出国に返送される小包 差出人が放棄した小包、全面的に損壊した小包又は第三国に転送される小包につき関税及びその他の課金で郵便料金以外のものが徴収されないよう、それぞれ自国の権限のある当局と協議することを合意する。

2 両郵政庁は、その業務において生じた小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷についても、同様の措置をとる。

第十条

1 誤送小包は、再発送郵政庁が利用する送達のための迂回の最も少ない線路により名あて地に送達する。この再送が小包を差し立てた郵政庁への返送である場合には、差立郵政庁からの小包目録の割当料金の記載は、抹消するものとし、再発送郵政庁は、返送小包目録に単にその小包の記録を行い、かつ、点検状によりその誤りを通知する。

2 その他の場合には、割当料金の記載は、抹消しない。割当料金が再発送の費用として十分でない場合には、再発送郵政庁は、差立郵政庁からの小包目録の当初の割当料金の記載を抹消し

た上で、新たな運送のための適当な費用を請求するものとし、その旨を点検状により差立郵政庁に通知する。

第十一条

1 受取人の住所の変更があつた場合には、小包は、差出人が転送を拒否していない限り、名あて国内において、また、名あて国外へも、転送することができる。

2 名あて国内における転送は、名あて国の国内規則が認める場合には、受取人の請求により又は職権によつて行うことができる。

3 名あて国外への転送は、受取人の請求によつてのみ行うことができる。この場合において、小包は、新たな運送について必要とされる条件を満たすものでなければならない。

4 1から3までに定める条件に従つて行う転送は、受取人の請求により、航空路によつても行うことができる。ただし、新たな運送に係る航空増料金の納付が保証されることを条件とする。

5 名あて国内において転送される小包については、名あて郵政庁は、国内規則がその転送について徴収する料金を受取人から徴収すること

とができる。この料金は、小包が差出国に返送され又は第三国に転送される場合には、徴収しない。

第十二条

6 名あて国外へ転送される小包については、配達郵政庁は、受取人が支払うべき料金を課する。この料金は、配達郵政庁、転送郵政庁及び、仲介郵政庁があるときは、各仲介郵政庁に帰属すべき割当料金から成る。転送郵政庁は、最初の仲介郵政庁又は新たな名あて国の郵政庁に自己の割当額を課することにより、これを回収する。ただし、転送小包の新たな運送について課すべき額が転送の際に支払われる場合には、その小包は、再発送国から名あて国にあてて新たに差し出されたものとして取り扱うものとし、小包の料金を受取人に課することなく配達する。

第十二条

1 小包の差出人は、その差出しの時に、あて名に配達することができない場合における小包の処理に関し指示をすることができるものとし、指示に関する細目は、両郵政庁間の合意によつて定める。

2 配達不能の小包は、差出人が1の規定による

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号 日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一二四

第十六条

指示をしなかつたものである場合又は差出人の指示によつても配達することができなかつたものである場合には、予告なしに、差出人の費用で差出人に返送する。配達不能の航空小包の差出人への返送は、差出人が自己の費用で航空路によつて返送することを指示する場合を除くほか、平路面路によつて行ふ。

3 差出人に返送することができない配達不能の小包は、名あて国の国内規則に従つて取り扱う。

第十三条

小包の内容品は、損壊のおそれ又は腐敗の著しいおそれがある場合には、予告なしに、司法上の手続を経ることなく権利者のために直ちに売却し又は各国の国内規則に定める他の方法で処分することができる。

第十四条

両国の間で交換される小包は、附属書の規定に従い、価格表記とすることができる。

第十五条

この約定の実施に必要な細目は、両郵政庁間の合意によつて定める。

園田 直

服部安司

カナダ政府のために

ブルース・ランキン

附属書 日本国とカナダとの間の小包郵便物の価格表記に関する規定

1 賠償金は、不可抗力の場合を除くほか、日本国とカナダとの間で交換される価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について、亡失、盗取又は損傷の実額を限度として、

差出人に又は差出人の請求により受取人に支払う。もつとも、差出郵政庁は、その業務において引き受けた価格表記小包について生じた亡失、盗取又は損傷が郵便業務の取扱中の不可抗力に起因するものであると認めた場合において、名あて郵政庁に対して求償することなく、

価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について差出人に賠償することができ

る。

2 各郵政庁は、その業務において生じた価格表記小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損

傷について、責任を負う。

3 価格表記金額の最高限度は、両郵政庁間の合意によつて定める。

4 価格表記料は、差出郵政庁が差立小包について定める。

5 価格表記小包の差出人に対しては、その差出しの時に無料で受領証を交付する。

6 両郵政庁は、価格表記小包の内容品として引き受けることができない品目を合意によつて定めることができる。

7 小包は、その内容品の実際の価格を超える金額を価格表記とすることはできない。

8 外部に損傷の形跡がなく配達され、かつ、受取人が受領した小包の損害（内容品の盗取を含む。）については、賠償金は、支払わない。

9 賠償の請求は、小包の差出しの日から一年以内に行わなければならない。また、いかなる場合にも、その請求書には、価格表記小包の受領証を添付しなければならない。

10 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合には、賠償金は、支払わない。

11 賠償金は、間接の損失又は実現されなかつた

利益については、支払わない。

12 小包の亡失又はその内容品の全面的な損壊若しくは全部の盗取について賠償金が支払われる場合には、差出人は、納付した郵便料金の還付を受ける権利を有する。ただし、価格表記料は、いかなる場合にも、還付しない。

13 価格表記小包の差出人は、その差出しの時に、差出郵政庁が定める料金を納付した上で、受取通知を請求することができる。名あて局は、小包の配達の後直ちに、正当に記入された受取通知を返送のための最も速い線路により、無料で、差出人が表示したあて名に返送する。

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九六二年に改正された現行のカナダとの間の小包郵便約定は、一九七六年一月から実施されている現行の万国郵便連合の小包郵便約定との間に、その取扱い等に関して不均衡が生じてきた。

政府は、この不均衡を是正するため、かねて

よりカナダと交渉を行ってきたところ合意に達したので、昭和五十三年四月十一日東京において本約定に署名を行った。

この約定の主な内容は、小包郵便物の交換、継続の権利、料金、取得額、取調請求、亡失小包の責任、禁制品及び価格表記小包の取扱い等について規定している。

なお、この約定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認された後、両締約国が合意する日に効力を生じ、一方の締約国がこの約定を終了させる意思を通告した場合は、その通告後六箇月で効力を失うことになっている。

よつて政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本約定を締結することは、小包郵便の分野における日加両国の協力関係の一層の増進に資するものと期待されるので、妥当な措置であるとして、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年五月十二日

外務委員長代理 理事 堀崎 潤
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和五十年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

(一) 一般会計

昭和五十年度一般会計歳入歳出決算は、歳入二兆四、七三四億一、六〇五万四、六四六円、歳出二兆八、六〇八億七、八六〇万三、八四九円であり、差し引き六、一二五億三、七四五万七九七円の剰余金を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により一般会計の昭和五十一年度の歳入に繰り入れている。

なお、昭和五十年度における財政法第六条の純剰余金は、二、一六八億五、五四九万七、〇八八円となり、この純剰余金の二分の一を下らない金額を公債又は借入金金の償還財源に充てることとなっているが、本年度は、その全額を充当することになっている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額二〇兆八、三七一億五、七八七万二、〇〇〇円に比し、六、三六二億

五、八八八万二、六四六円の増加となり、歳出においては、予算額二〇兆八、三七一億五、七八七万二、〇〇〇円に前年度繰越額四、七八七億二五五万二、四八七円を加えた予算現額二一兆三、一五八億五、八二二万四、四八七円に対し、支出済額は二〇兆八、六〇八億七、八六〇万三、八四九円で、その差額四、五四九億七、九五二万六三八八円のうち、翌年度繰越額二、五九三億一、四九九万七、一四七円、不用額一、九五六億六、四五二万三、四九一円となっている。

債務の概要は、次のとおりである。

1 債務(保証債務及び損失補償債務を除く。)負担額は、本年度末現在一六兆六、五四四億九、四四二万二、五八一円で、前年度末現在一一兆二、四四三億九、五〇五万五、三三三円に比し、五兆四、一〇〇億九、九三七万二、五二八円増加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在八、〇一九

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号 昭和五十年年度一般會計歳入歳出決算外三件に関する報告書

一一二六

億九、八九七万三、二九二円で、前年度末現在六、二九六億二、一〇七万二八八円に比し、一、七二三億七、七九〇万三、〇六四円増加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在二七七億九、五七七万八、一二八円で、前年度末現在一九一億六、二二五万九八八円に比し、八六億三、三三二万七、一四〇円増加している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在三兆四〇三億一六六万四、四八九円で、前年度末現在二兆八、〇六四億二、二八〇万三、八七八円に比し、二、三三八億七、八八六万六一一円増加している。

(二) 特別会計

昭和五十年年度の特別会計の数は四十一であつて、その決算額の合計は、歳入三九兆五、〇一四億二、一八四万六、四〇五円、歳出三兆八、七六一億九、八六六万八、〇四八円である。

債務負担額は、本年度末現在八兆四、一六六億二、九七二万四、七二六円で、前年度末

現在六兆五、一五五億一、一三六万九、七九八円に比し、一兆九、〇一二億一、八三四万四、九二八円増加している。

(三) 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金の受入は、収納済額一四兆四、八一億七、八〇四万三、九四六円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は一四兆四、四三八億二、〇八四万六、三三三円で、その差額三七三億五、七一九万七、六二三円が昭和五十年年度末の資金残額となつている。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

昭和五十年年度の政府関係機関の数は十五で、収入合計は、一二兆八、五〇一億二、四三三万三、五七七円、支出合計は、一二兆六、〇四五億八五二万五、八四五円である。

二 議決の内容

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決す

る。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実が上がつていない点があるのはまことに遺憾である。

(一) 昭和五十年年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

左の事項は、その主な事例であるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 会計検査院の職員が、実地検査に際し受検側から接待を受けていた事実が指摘され、国民の不信を招いたのは遺憾である。

会計検査院は、この指摘に対応して新しい検査体制の整備を図り、国民の信頼回復へ努力した跡は認められるが、今後とも厳正な綱紀の維持に努め、国民の信託にこたえるべきである。

また、政府は、各省庁、政府関係機関等の内部及び相互間の会議に際しての会議

費、食糧費等の予算執行に、より一層厳密な態度を持すべきである。

2 近年における財政の膨大化は、会計検査機能の格段の拡大強化を必要とするが、現状では必ずしも十分適応できない面がある。

したがつて、会計検査院の権限の拡大、定員の増加、給与など職員の処遇の改善、検査活動経費の増額、その他各般の制度面での改善を図るべきである。

3 行政改革並びにその一環としての各種審議会及び特殊法人の整理統合については、現下の厳しい社会経済情勢及び行政需要の変化に対応し、かつ行政の効率化に徹するよう、より一層推進すべきである。

また、若干の審議会については、委員の入選、運営等について全般的見直しを行うとともに、特に総理府本府に置かれている審議会については、可能な範囲で事務関連の深い省庁への移管を実施すべきである。

4 東京大学附属病院精神神経科病棟など一部の国立大学の施設は、長期にわたり不法占拠が続けられている。これは教育、研

究、診療上重要な問題であるのみでなく、
国有財産及び物品の適正な管理の見地から
も放置し得ない問題である。一刻も早くこ
のような事態を解消すべきである。

5 廃棄物処理の行政は立ちおくれている。
政府は、廃棄物の排出及び処理の実情を
十分に把握し、その減量化、再資源化を促
進するための技術開発等各般の措置を講ず
るとともに、積極的に広域最終処分場を確
保するよう努力すべきである。

6 輸入牛肉の価格は低下しているにもか
わらず、末端の小売価格にまで反映されて
いない。
畜産振興事業団の業務運営の改善、流通
機構の合理化と見直し等により消費者への
利益の還元を図るべきである。

7 公営競技の収益性と社会的影響にかんが
み、国民の疑惑を招かざるよう、交付金配
分の公正確保並びにそのチェックなど全般
的に公営競技のあり方について見直しを行
い、所要の改善措置を講ずべきである。

8 日本国有鉄道の投資対象事業について
は、休眠的なもの等その見直しを行い、企

業的厳しさに徹して増収及び投資資産の有
効活用を図り、国鉄再建に資するよう改善
措置を講ずべきである。

9 毎年度の決算において生ずる不用額につ
いては、予算編成に当たつて、より現実
に即した積算に努め、その減少を図るべきで
ある。

昭和三十九年度決算検査報告において、会計
検査院が指摘した不当事項については、本院
もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ
ぞれ是正の措置を講ずるとともに、行政管理
庁の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備
を図り、綱紀を肅正して、今後再びこのよう
な不当事項が発生することのないよう万全を
期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異
議がない。

決算審査の重要性にかんがみ、委員会にお
ける審査又は調査のための必要不可欠な報告
又は記録の提出要求に対しては、政府は、議
院における審議権及び国政調査権の適正な行
使を妨げるものがないよう最大限の協力をな

すべきである。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当た
つては、本院の決算審議の経過と結果を十分
に考慮して、財政運営の健全化を図り、もつ
て国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和五十三年五月十二日

決算委員長 橋 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十年度国有財産増減及び現在額總計
算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十年度において、増加または
減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額
の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づ
き、国会に報告されたものである。

昭和五十年度中に増加した国有財産の額は、
一般会計並びに特別会計を合わせて五兆一、五
〇二億三、六五三万二、三四三円、同じく減少
した額は五、七五九億三、九五九万二、〇九二
円で、差引純増加額は四兆五、七四二億九、六
九四万二五一円である。

これを前年度末現在額一五兆八一億九、〇七
三万三〇一円に加算すると、本年度末現在額は
一九兆五、八二四億八、七六七万五五二円であ
る。

その主な内訳は、土地六兆六、三六三億八、
五三五万八、九五八円、政府出資等六兆一七
億三、一五六万三、七四六円、立木竹二兆三、
二九七億七、二二三万一、八七九円、建物二兆
二、七二九億六、三八〇万五、五三三円等であ
る。

なお、増減の主なもの、増において、土地
二兆九、二五八億二〇八万七、九九三円、政府
出資等七、一五九億一、七二四万七、四六〇
円、建物七、一〇五億七、七五一万六、四三一
円等であり、減においては、航空機一、九七六
億四、四八〇万六、八三〇円、土地一、四二六
億、五、四二七万五、三七二円、工作物一、〇
五六億七、二七六万六、八六三円等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その
旨議決した次第である。

昭和五十三年五月十二日

昭和五十三年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号

昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案及
び同報告書

一二八

決算委員長 榎 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて二、二〇五億四、〇三七万三、二三八円、同じく減少額は五〇四億八、一七二万六、六二二円で、差引純増加額は一、七〇〇億五、八六四万六、六一七円である。

これを前年度末現在額一、九〇七億六、三三〇万三、八五三円に計算すると、本年度末現在額は三、六〇八億二、一七五万四七〇円である。

その主な内訳は、公園の用に供するもの三、五七〇億八、一九四万五、二五一円、基地の用に供するもの一三億九、〇四五万六、〇八三円等である。

なお、増減の主なもの、増において、公園の用に供するもの二、一七五億五、二七五万三、四〇七円、基地の用に供するもの二億二、九七三万三、〇〇二円等であり、減においては、公園の用に供するもの四九三億一、五一〇万六、〇二三円、基地の用に供するもの五億二、九七〇万二、五七〇円等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十三年五月十二日

決算委員長 榎 兼次郎
衆議院議長 保利 茂殿

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年五月十二日

内閣総理大臣 福田 赳夫

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

25 別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金(第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資金を除く。)についての第十八条第三項の規定の適用については、当分の間、同表の利率の欄中「年五分」とあるのは「年五分以内で政令で定める利率」と、「年六分五厘」とあるのは「年六分五厘以内で政令で定める利率」と、「年七分五厘」とあるのは「年七分五厘以内で政令で定める利率」とする。

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「年五分五厘」を「年五分五厘以内で政令で定める利率」に改める。

(自作農維持資金金融通法の一部改正)

第三条 自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 貸付金についての第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「年五分」とあるのは、「年五分以内で政令で定める利率」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

理由

最近における金融情勢の変化等にかんがみ、当分の間、農林漁業金融公庫等の貸付金の一部の利率を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における金融情勢の変化等に対応して、当分の間、農林漁業金融公庫等の貸付金の一部の利率を引き下げようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 農林漁業金融公庫法別表第二に掲げる資金のうち、その貸付けの利率が年五分のもの、月六分五厘のもの及び年七分五厘のものについては、その貸付けの利率は、当分の間、同表に掲げる利率によらず、それぞれ当該利率の範囲内で政令で定めるところによるものとする。

(2) 農林漁業金融公庫法別表第二に掲げる資金のうち果樹園経営改善資金、畜産経営拡大資金等年六分五厘の資金で政策的要請に基づき当分の間、年五分五厘とされているものについて、その貸付金の利率を、年五分五厘以内で政令で定める利率に改めること。

(3) 自作農維持資金融通法にもとづき、農林漁業金融公庫等が貸付けを行っている自作農維持資金については、当分の間、同法の規定する

利率(年五分)によらず、当該利率の範囲内で政令で定めるところによるものとする。

(4) この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行前に締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例によるものとする。

二 議案の議決理由

本案は、農林漁業金融公庫の貸付金の利率を最近の金融情勢の変化等に対応させて引き下げようとするものであり、その措置を妥当と認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年五月二十四日

農林水産委員長代理 理事 山崎平八郎

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院会議録第三十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二〇三 二 末 木村竹千代君 木村武千代君

二〇八 三 末 第六十七条の見出しを(所掌事務)に改め、同

衆議院会議録第三十二号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二〇七 四 六 遺徳 遺徳
二〇六 三 四 経営 経営

昭和五十二年五月二十五日 衆議院會議録第三十四号

一三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)